

の齋にして我にちかつき事ふる所の祭司等に積る牡牛を罪祭として奠ふべし又うけ血を取てこれを
 ろの四の角と層の四隅と四隅の邊に抹り斯して之を清め潔よらうすべし汝罪祭の牛を取てこれを聖所の
 外かて殿の中の定まれる處に炭べし第二日に汝全き牡山羊を罪祭お獻ぐべし即ちかれら牡牛をもて清
 めしとどく之をもて壇を清むべし汝潔凜を終たる間ハ積る牡牛の全たき者および羣れ全き牡羊を獻
 ぐべし汝これをおハバに前持きたるべし祭司等これれを擲かけ燔祭としておハバに獻ぐべし七日
 日け間汝日々に牡山羊を罪祭お供ふべしまた彼ら積る牡牛と羣れ牡羊とけ全たき者を併ふべし七日
 次間かれら壇を潔よらしこれ清めり汝手を清すべし是等汝日滿て八日にいたりて後ハ祭司等汝らけ
 燔祭と燔祭をうの壇の上に奉へん我悔びて汝らを受納べし主おハバこれ言たまふ
 一 斯て彼を引て聖所の東向ある外の門の路かへるに門ハ閉てありおハバすな之
 ち我に言たまひけるハ此門ハ閉かくべし開くべからず此より誰も入るべからずイスラエルの神おハバ此
 より入たれば是ハ閉あくべきありろの君ハ君たるが故にこの内お坐しておハバは前に食をささん彼ハ
 門は路より入りきたるの路より出ん彼また我をひきて北の門は路より家の前を至じが視るおハバ
 彼の榮光おハバの家に滿られたれば我俯伏けるにおハバわれに言たまふ人の子おハバの家の諸の則ど
 うの諸の法につきて我が汝に告ごころの諸の事ハ心を用ひ目を注ぎ耳を傾け又殿の入口を聖所の諸
 の出口ハ心を用ひよ而て辱る者なるイスラエルの家は言べし主おハバ斯いイスラエルの家よ汝
 らうの行ひし諸の憎むべき事等をもて足りよとせよ即ち汝等ハ心も割禮をうけず肉も割禮をうけざ
 り外國人をひききたりて吾聖所にあらまめてわが家を汚し又わが食ある間と血を獻ぐることを爲り斯

キ利十三 一 九〇五
 九 九〇五
 十 九〇五
 十一 九〇五
 十二 九〇五
 十三 九〇五
 十四 九〇五
 十五 九〇五
 十六 九〇五
 十七 九〇五
 十八 九〇五
 十九 九〇五
 二十 九〇五
 二十一 九〇五
 二十二 九〇五
 二十三 九〇五
 二十四 九〇五
 二十五 九〇五
 二十六 九〇五
 二十七 九〇五
 二十八 九〇五
 二十九 九〇五
 三十 九〇五
 三十一 九〇五
 三十二 九〇五
 三十三 九〇五
 三十四 九〇五
 三十五 九〇五
 三十六 九〇五
 三十七 九〇五
 三十八 九〇五
 三十九 九〇五
 四十 九〇五
 四十一 九〇五
 四十二 九〇五
 四十三 九〇五
 四十四 九〇五
 四十五 九〇五
 四十六 九〇五
 四十七 九〇五
 四十八 九〇五
 四十九 九〇五
 五十 九〇五
 五十一 九〇五
 五十二 九〇五
 五十三 九〇五
 五十四 九〇五
 五十五 九〇五
 五十六 九〇五
 五十七 九〇五
 五十八 九〇五
 五十九 九〇五
 六十 九〇五
 六十一 九〇五
 六十二 九〇五
 六十三 九〇五
 六十四 九〇五
 六十五 九〇五
 六十六 九〇五
 六十七 九〇五
 六十八 九〇五
 六十九 九〇五
 七十 九〇五
 七十一 九〇五
 七十二 九〇五
 七十三 九〇五
 七十四 九〇五
 七十五 九〇五
 七十六 九〇五
 七十七 九〇五
 七十八 九〇五
 七十九 九〇五
 八十 九〇五
 八十一 九〇五
 八十二 九〇五
 八十三 九〇五
 八十四 九〇五
 八十五 九〇五
 八十六 九〇五
 八十七 九〇五
 八十八 九〇五
 八十九 九〇五
 九十 九〇五
 九十一 九〇五
 九十二 九〇五
 九十三 九〇五
 九十四 九〇五
 九十五 九〇五
 九十六 九〇五
 九十七 九〇五
 九十八 九〇五
 九十九 九〇五
 百 九〇五

汝らの諸の憎むべき事の上に彼等また吾契約を破れり 八 汝ら我の聖物を守る職守を怠り彼らをして我ら
 聖所において汝らにかたりて我の職守を守らしめたり 主おハバかく言たまふイスラエルの子孫の中に
 居るどころの諸の異邦人の中凡て心に割禮をうけず肉に割禮をうけざる異邦人ハわが聖所に入るべか
 らず 亦レヒ人も迷へるイスラエルがうの憎むべき偶像を去たひて我を棄て迷ひし時に我を棄ゆきたる
 者ハうの罪を蒙るべし 即ち彼らハ吾の聖所にありて下僕となり家の門を守る者となり家にて下僕の業
 をささん又彼ら民のため燔祭および犠牲の牲畜を殺し民の女へ小立てこれに事へん 彼等らの偶像の
 前にて民に事へイスラエルの家を破かせて罪に陥らせり故に主おハバ言ふ我手をわけて彼ら
 を罰し彼らをして去てうの罪を蒙らざめたり 彼らハ我に近づきて祭司の職をさすべからず至聖所にさ
 たりわが諸の聖き物お近よるべからずうの恥どのの行ひし諸の憎むべき事等の報を蒙るべし 我かまら
 を去て宮守の職務をおとせ去め宮の諸の業および其中に行かふべき諸の事を爲さむべし 然とガドク
 の裔あるレヒ祭司等すかちイスラエル子孫が我を棄て迷ひし時にわが聖所の職守を守りたる者
 等ハ我に近づきて事へ我まへ小立ち脂と血をわねに獻げん主おハバこれを言ふあり 即ち彼等わが聖所
 の門および家おあいて職をさす時ハ毛服を身あつべからず 首にハ麻の冠をいたしき腰にハ麻の袴を
 穿つべし汗のいづるごとくに身をよほふべからず 彼ら外庭にいづる時すはち外庭にいづく民に就
 く時ハうの職をなせる所の衣服を脱てて之を聖き室に置き他の衣服をつくべし是うの服をもて民を聖く
 するごとく無らなためなり 彼ら頭を剃べからず又髪を長く長ずべからずうの頭髪を剪るべし 祭司たる

キ利十三 一 九〇五
 九 九〇五
 十 九〇五
 十一 九〇五
 十二 九〇五
 十三 九〇五
 十四 九〇五
 十五 九〇五
 十六 九〇五
 十七 九〇五
 十八 九〇五
 十九 九〇五
 二十 九〇五
 二十一 九〇五
 二十二 九〇五
 二十三 九〇五
 二十四 九〇五
 二十五 九〇五
 二十六 九〇五
 二十七 九〇五
 二十八 九〇五
 二十九 九〇五
 三十 九〇五
 三十一 九〇五
 三十二 九〇五
 三十三 九〇五
 三十四 九〇五
 三十五 九〇五
 三十六 九〇五
 三十七 九〇五
 三十八 九〇五
 三十九 九〇五
 四十 九〇五
 四十一 九〇五
 四十二 九〇五
 四十三 九〇五
 四十四 九〇五
 四十五 九〇五
 四十六 九〇五
 四十七 九〇五
 四十八 九〇五
 四十九 九〇五
 五十 九〇五
 五十一 九〇五
 五十二 九〇五
 五十三 九〇五
 五十四 九〇五
 五十五 九〇五
 五十六 九〇五
 五十七 九〇五
 五十八 九〇五
 五十九 九〇五
 六十 九〇五
 六十一 九〇五
 六十二 九〇五
 六十三 九〇五
 六十四 九〇五
 六十五 九〇五
 六十六 九〇五
 六十七 九〇五
 六十八 九〇五
 六十九 九〇五
 七十 九〇五
 七十一 九〇五
 七十二 九〇五
 七十三 九〇五
 七十四 九〇五
 七十五 九〇五
 七十六 九〇五
 七十七 九〇五
 七十八 九〇五
 七十九 九〇五
 八十 九〇五
 八十一 九〇五
 八十二 九〇五
 八十三 九〇五
 八十四 九〇五
 八十五 九〇五
 八十六 九〇五
 八十七 九〇五
 八十八 九〇五
 八十九 九〇五
 九十 九〇五
 九十一 九〇五
 九十二 九〇五
 九十三 九〇五
 九十四 九〇五
 九十五 九〇五
 九十六 九〇五
 九十七 九〇五
 九十八 九〇五
 九十九 九〇五
 百 九〇五

汝等又迷入人かよび拙き者のためか欺なして獻のためお贈をなすべし 二月の十四日お汝ら除越節を
守り七日の間祝をかし無酔パンを食ふべし 三日の日お君ハ己のため又國の諸の民のために壯牛を備へて
罪祭となし 七日の節筵の間七箇の牝牛と七箇の壯羊の全き者を日々お七日の間備へてエホバお燔祭と
なし又壯山羊を日々に備へて罪祭とあすべし 彼また素祭として一エバを壯牛のためお一エバを壯山羊
のために備へ油一ヒツをエバに加ふべし 七月の十五日の節筵に彼また罪祭燔祭素祭かよび油を是の
どく七日の間備ふべし

日本これを開き又月朔にこれを開くべし 君たる者ハ外より門の廊の階を登りて入り門の柱の傍お立
つべし祭司等々の階かれの爲に燔祭と酬恩祭を備ふべし 彼ハ門の闕をおかひて禮拜をなして出べし 但し門
ハ暮まで閉べからず 國の民ハ安息日と月朔とにの門の入口においてエホバの前に禮拜をなすべし
君ハ安息日おエバに獻ぐる燔祭にハ六の全き羔羊と一の全き壯羊を用うべし 又素祭ハ壯羊のため
一エバを用うべし 羔羊のため用うる素祭ハの手の出じうる程を以し一エバに油一ヒツを加ふべし
月朔にハ犢お一頭の全き壯牛かよび六の羔羊と一の壯羊の全き者を用うべし 素祭ハ牛のため一エ
バ壯羊のため一エバ羔羊のため其手のおよぶ程を備へ一エバに油一ヒツを加ふべし 君ハ来る時お
門の廊の路より入りまたの路より出べし 國の民祭日おエバの前に来る時ハ北の門より入りて禮拜
をなせる者ハ南の門より出で南の門より入る者ハ北の門より出べし 其入たる門より歸るべからず 眞直に
進みて出べし 君彼らの申おありての入る時お入りたる出る時に出べし 祭日と祝日にハ素祭として

イ 列王四七
イ 列王四六
イ 列王四五
イ 列王四四
イ 列王四三
イ 列王四二
イ 列王四一
イ 列王四〇
イ 列王三九
イ 列王三八
イ 列王三七
イ 列王三六
イ 列王三五
イ 列王三四
イ 列王三三
イ 列王三二
イ 列王三一
イ 列王三〇
イ 列王二九
イ 列王二八
イ 列王二七
イ 列王二六
イ 列王二五
イ 列王二四
イ 列王二三
イ 列王二二
イ 列王二一
イ 列王二〇
イ 列王一九
イ 列王一八
イ 列王一七
イ 列王一六
イ 列王一五
イ 列王一四
イ 列王一三
イ 列王一二
イ 列王一

牛のために一エバ壯羊のために一エバ 羔羊のためにの手の出じ得る程を備へ一エバ油一ヒツを加ふ
べし 君もし自ら好んでエホバ燔祭を備へんとし又自ら好んで酬恩祭を備へんとせば彼のためお東
向の門を開くべし 彼ハ安息日お爲でとくらの燔祭と酬恩祭を備ふべし 又彼の出たる時ハの出たる後お
門を開べし 汝日々お一歳の全き羔羊一箇を燔祭としてエホバお備ふべし 即ち朝ごとくこれを備ふべし
汝朝ごとくお素祭をこれお加ふべし 即ち一エバの六分一と麥粉を濕す油一ヒツの三分一とを素祭として
エホバお獻ぐべし 是ハ長久お續くべし 此の例典なり 即ち朝ごとに羔羊と素祭と油とを燔祭にうなて
此ごどかかるべし 主エホバかく言たまふ君もし其子の一人お護物をかす時ハ是の人の産業となり
の子孫お傳へりて之が所有となりべし 然る若うの産業の中をの僕の一ハお興ふる時ハ是ハ解放の年
までうの八お屬し居て遂に君にかへるべし 彼の産業ハ只のの子孫にのみ傳はるべきなり 君たる者ハ民
の産業を取て民をの所有より逐放すべからず 只己の所有の中をの子等に傳ふべし 是わの民のの所
有をばなれて故ごどなからんためなり 欺て彼門の傍の入口より我をたざへいりて北向ある祭司の聖
き室にいたるに西の奥に一箇の處あり 彼われに言けるハ是ハ祭司ご徳祭および罪祭の物を烹祭の物
を烤ごらなり 欺するハこれを外庭に擲へいりて民を聖くすることなからんためなり 彼また我を外庭
に擲へいりて庭の四隅をばはらむるに庭の隅々にまた庭あり 即ち庭の四隅に庭の設ありての長
二十キエヒも廣三十キエヒトあり 四隅の處の寸尺も大同し 凡ての四の周圍あるの建物の下に烹
飪の處造りてあり 彼われに云けるハ是等ハ家の從者等ご民の犠牲の品を烹る厨房あり
一 欺てかれ我を室の門お擲へかへりしお室の闕の下より水の東の方に流せ出るあり室の

イ 列王四七
イ 列王四六
イ 列王四五
イ 列王四四
イ 列王四三
イ 列王四二
イ 列王四一
イ 列王四〇
イ 列王三九
イ 列王三八
イ 列王三七
イ 列王三六
イ 列王三五
イ 列王三四
イ 列王三三
イ 列王三二
イ 列王三一
イ 列王三〇
イ 列王二九
イ 列王二八
イ 列王二七
イ 列王二六
イ 列王二五
イ 列王二四
イ 列王二三
イ 列王二二
イ 列王二一
イ 列王二〇
イ 列王一九
イ 列王一八
イ 列王一七
イ 列王一六
イ 列王一五
イ 列王一四
イ 列王一三
イ 列王一二
イ 列王一

十 この聖き獻納地の祭司も屬し北に二萬五千西に廣一萬東
 一廣一萬南に長二萬五千ニハハの聖所ろの中にあるべし、^{十一} 卍の子孫たる者すあぢら我が職守をまも
 りイスラエルの子孫が迷認し時にレビ人の迷ひしごとく迷はざりし者の中聖別られて祭司とされる者お
 是に屬すべし、^{十二} 其の獻けたる地の中より一分の至聖き獻納地かれらも屬きてレビの境界に沿ふ、^{十三} 人
 の地と祭司の地にちらびて其長二萬五千廣一萬かり即ちろの都の長二萬五千の廣一萬なり、^{十四} 彼らこれ
 を賣べからず換べからず又ろの地の初贖人あわたすべからず是エハハも屬する聖物かれなり、^{十五} 彼二
 萬五千の處も沿て殘れる廣五千の處に俗地にして邑を建て住家を設くべし又鄉地と亦すべし邑ろの中お
 あるべし、^{十六} 其の廣狭の左のごとし北の方四千五百南の方四千五百東の方四千五百西の方四千五百、^{十七} 邑の
 郊地に北二百五十南二百五十東二百五十西二百五十、^{十八} 聖き獻納地にちらびて餘れる處の長八東へ一萬西
 へ一萬かり是に聖き獻納地に並びろの産物の邑の役人の食物とあるべし、^{十九} 邑は役人ハイスラエルに諸れ
 支派より出てろの職をなすべし、^{二十} 其の獻納地の總体ハ聖二萬五千横二萬五千なりこの聖き獻納地の四分
 の一にわたる處を取て邑の所有となすべし、^{二十一} 聖き獻納地と邑の所有との此旁彼に餘れる處に屬す
 べし是にすなはち獻納地の二萬五千ある所に沿て東の界にいたり西に二萬五千ある所にうひて西の
 界に至りて支派の分と相並ぶ是君も屬すべし聖き獻納地と邑の聖所とろの中間にあるべし、^{二十二} 君に屬す
 る所は中間にあるレビ人れ所有と邑の所有の兩傍ニギは境とベニヤミンの境の間にある所ハ君の所有た
 り、^{二十三} 其餘は支派ハベニヤミンの一分東に方より西の方わたる、^{二十四} シメオンの一分ハベニヤミンの境に
 うひて東の方より西の方わたる、^{二十五} ハサカルの一分ハシメオンの境にうひて東の方より西の方わた

一節四百十五

一節四百十六

一節四百十七

一節四百十八

一節四百十九

一節四百二十

一節四百二十一

一節四百二十二

一節四百二十三

一節四百二十四

一節四百二十五

一節四百二十六

一節四百二十七

一節四百二十八

一節四百二十九

一節四百三十

一節四百三十一

一節四百三十二

一節四百三十三

一節四百三十四

一節四百三十五

一節四百三十六

一節四百三十七

一節四百三十八

一節四百三十九

一節四百四十

一節四百四十一

一節四百四十二

一節四百四十三

一節四百四十四

一節四百四十五

一節四百四十六

一節四百四十七

一節四百四十八

一節四百四十九

一節四百五十

一節四百五十一

一節四百五十二

一節四百五十三

一節四百五十四

一節四百五十五

一節四百五十六

一節四百五十七

一節四百五十八

一節四百五十九

一節四百六十

一節四百六十一

一節四百六十二

一節四百六十三

一節四百六十四

一節四百六十五

一節四百六十六

一節四百六十七

一節四百六十八

一節四百六十九

一節四百七十

一節四百七十一

一節四百七十二

以西結書 終

二十六 セブルツは一分ハ「サカルの境にうひて東に方より西に方わたる、^一 其の一分ハセブルツは境
 にうひて東に方より西に方わたる、^二 南の方その界が「サカルの境にうひて「マールよりメリホラガデシホ
 および河を沿て大海わたる、^三 是に汝らが鏡をもてイスラエルの支派の中にわかつて産業と亦すべき地
 ありろの分ハ斯のごとし「シニホバ」これと言なまふ、^四 邑の出口ハ斯のごとしすなま北の方の廣四千五百
 あり、^五 邑の門ハ「イスラエルの支派の名にまたひ北に三あり即ち「ルベンの門」「エズの門」「レビの門」^六
 東の方も四千五百にして三の門あり即ち「ヨセフの門」「シメオンの門」「レウビの門」^七 南の方も四千五百
 として三の門ありすなま「シメオンの門」「サカルの門」「セブルツの門」^八 西の方も四千五百にして
 うの門三あり即ち「ガドの門」「アセルの門」「ナフタリの門」^九 四圍ハ一萬八千あり邑の名は此日よりエホ
 バに在すと云ふ

一節四百七十一

一節四百七十二

一節四百七十三

一節四百七十四

一節四百七十五

一節四百七十六

一節四百七十七

一節四百七十八

一節四百七十九

一節四百八十

一節四百八十一

一節四百八十二

一節四百八十三

一節四百八十四

一節四百八十五

一節四百八十六

一節四百八十七

一節四百八十八

一節四百八十九

一節四百九十

一節四百九十一

一節四百九十二

一節四百九十三

一節四百九十四

一節四百九十五

一節四百九十六

一節四百九十七

一節四百九十八

一節四百九十九

一節五百